

関西広域連合 資格試験・免許等 よくあるお問い合わせ（准看護師・免許）

区分	番号	質問	回答
免許 共通	1	准看護師免許の申請に必要な書類はどこで入手できますか。	関西広域連合のホームページからダウンロードできます。 なお、申請書の送付をご希望の場合は関西広域連合まで電話、FAX又は電子メールにて郵便番号、住所、氏名、申請書等の種別、FAXがある場合はFAX番号をお知らせいただければ、郵便又はFAXで送付いたします。
免許 共通	2	准看護師の免許の手数料はどのように支払うのですか。	所定の手数料の納入通知書により、銀行でお支払いいただき、領収済証明書申請書類に貼付していただきます。 振込のできる銀行は、振込用紙(納入通知書)に記載しています。 (なお、免許の書換・再交付で、関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)以外の他の都道府県知事免許に係る申請については、銀行での支払いではなく、郵便局(ゆうちょ銀行)で普通為替又は定額小為替を購入のうえ添付してください(為替には何も記載せず、申請書にクリップ止めしてください)。都道府県により手数料が異なります。必ず事前に免許を発行した都道府県にお問い合わせください。)
免許 共通	3	准看護師の受験願書や免許申請書を関西広域連合に郵送する場合、普通・特定記録・書留など指定はありますか。	簡易書留で郵送してください(簡易書留でない場合、書類の受理を確認できない場合があります)。
免許 共通	4	准看護師免許の申請に必要な書類のうち、指定様式について、他都道府県の様式を使用することはできますか。	使用して差し支えありません。
免許 共通	5	外国籍で、普段は通称名を使っています。准看護師免許の新規申請書に記入する氏名は、住民票どおりの氏名がよいですか。	申請書に記載する氏名は、住民票に記載のとおり記入してください。 なお、住民票に通称名が記載されている方で、通称名の併記を希望される方は、申請書の氏名欄の下の空欄に、通称名を記入してください。
免許 共通	6	普段は戸籍と違う漢字を使っているのですが、准看護師免許の免許証は、どちらの漢字で交付されるのですか。戸籍通りの漢字で申請が必要ですか。	申請書に記載する氏名は戸籍に記載されているとおりの文字を用いて記入してください。 免許証は、戸籍に記載されているとおりの文字で作成、交付されます。
免許 共通	7	准看護師免許の申請書の住所欄の電話番号は、携帯番号でもよいですか。	ご自宅の電話番号、携帯電話番号のいずれでも結構です。連絡のつきやすい番号を記載してください。
免許 共通	8	准看護師免許証は誰の名前で発行されるのですか。	関西広域連合長名で発行します。
免許 共通	9	准看護師の免許の登録番号は、書換や再交付により変更されますか。	原則として登録番号は変わりません。 ただし、過去に滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県で発行された免許証について、平成25年4月以降に関西広域連合で書換や再交付を行う場合は、関西広域連合の新しい番号(9桁の番号)に切り替わります。
免許 共通	10	申請後、准看護師免許証が交付されるまでにどれくらいの期間がかかりますか。	関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)が交付する免許証については、内容に不備等がなければ、申請書を受け付けてから、2～4週間程度で、申請者本人あて簡易書留で送付します。
免許 共通	11	准看護師免許は、業務中常に携帯していなければならないのですか。	携帯は義務付けられておりませんが、所在は常に確認しておくようこころがけてください。
免許 共通	12	准看護師免許(再交付・書換を含む。)を申請中であるとの証明書のようなのはありますか。	ありません。ただし、希望される方には関西広域連合の受付印を押印した申請書の写しをお渡しします。郵送を希望される場合は、受付印を押印した免許申請書の写しを希望する旨記載したメモ、及び返信用封筒(80円切手を貼り、住所、氏名を記載したもの)を免許申請書提出時に同封
新規 登録	13	准看護師試験合格後、准看護師免許の申請期限はありますか。	申請期限はありませんが、准看護師として業務に従事するには、准看護師免許を受けなければなりません。

区分	番号	質問	回答
新規登録	14	准看護師免許の新規申請は、どこにするのですか。	住所地の都道府県に申請いただくこととなります。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内にお住まいの方は、関西広域連合本部事務局(大阪市内)に、郵送してください。 (関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません。)
新規登録	15	准看護師免許は住所地以外の窓口での新規申請はできますか。	できません。
新規登録	16	准看護師試験の合格証書を紛失しました。どうすればよいですか。	関西広域連合施行の試験(過去に滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県が実施した試験を含む。)の合格者については、関西広域連合に試験合格証明願を申請いただき、合格証明書を交付します(ただし、関西広域連合に免許の新規申請をする場合は、合格証書の添付は不要です)。 他都道府県の試験の合格者については、合格された都道府県にお問い合わせください。
新規登録	17	准看護師免許の新規申請の添付書類の合格証書は原本が必要ですか。コピーではだめですか。	関西広域連合施行の試験(過去に滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県が実施した試験を含む。)の合格者以外の方については、合格証書の原本が必要です。なお、原本は免許証交付時に返却します。
新規登録	18	准看護師免許の新規申請書の記入について、気をつけることはありますか。	記載事項を漏れなく記入してください。 特に、氏名及び生年月日は戸籍を参照し、戸籍の表記どおりに記入してください。生年月日は、日本国籍を有する方は元号表記で、外国籍の方は西暦表記で記入してください。
新規登録	19	新規申請の場合、准看護師免許交付前の資格登録証明書のようなものはありますか。	申請書を受付けてから速やかに免許証を交付しますので、資格登録証明書は発行していません。
新規登録	20	関西広域連合で取得した准看護師免許を他都道府県でも使えますか。	使用できます。
書換交付	21	准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請をしなければならない、変更事由は何がありますか。	本籍地都道府県名(日本国籍を有していない方についてはその国籍)、氏名、生年月日及び性別です。 なお、住所変更のみの場合は、手続きは不要です。
書換交付	22	苗字が変わった場合、准看護師免許証はそのまま使えますか。	准看護師籍の訂正及び免許証の書換えが必要となりますので、籍訂正・書換え交付申請をしてください。
書換交付	23	准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請は、どこにするのですか。	籍訂正・免許証書換え申請は、就業地(就業されていない場合は住所地)で申請いただくこととなります。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内に就業地を有する方(就業されていない場合は住所地を有する方)は、関西広域連合本部事務局(大阪市内)に、郵送してください。 (関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません。)
書換交付	24	過去に関西広域連合内の府県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)で准看護師免許を取得しましたが、現在は関西広域連合外の都道府県で就業しています。籍訂正・免許証書換え申請はどこにするのですか。	籍訂正・免許証書換え申請は、就業地(就業されていない場合は住所地)で申請いただくこととなります。 関西広域連合外の就業地の都道府県庁にお問い合わせください。
書換交付	25	他都道府県で准看護師免許の免許を受けている場合、関西広域連合で籍訂正・免許証書換え申請はできますか。	籍訂正・免許証書換え申請は、就業地(就業されていない場合は住所地)で申請いただくこととなります。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内に就業地を有する方(就業されていない場合は住所地を有する方)は、関西広域連合の本部事務局(大阪市内)に、郵送してください。 (関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません。)

区分	番号	質問	回答
書換 交付	26	他都道府県から関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内に引越し、本籍地を変更しました。他都道府県で交付された准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請はできますか。	籍訂正・免許証書換え申請は、就業地(就業されていない場合は住所地)で申請いただくことになります。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内に就業地を有する方(就業されていない場合は住所地を有する方)は、関西広域連合の本部事務局(大阪市内)に、郵送してください。(関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません。)
書換 交付	27	関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)外に転出する場合、准看護師免許証で籍訂正・免許証書換え申請の必要な項目はありますか。	転出後、本籍地を移す(転籍)など、免許に記載されている都道府県名に変更が生じる場合は、籍訂正・免許書換えの手続きが必要になります。なお、住所に変更が生じても、本籍地都道府県名に変更がなければ、籍訂正・免許書換えの手続きは必要ありません。
書換 交付	28	准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請で、戸籍の変化がわかる書類とは、どのようなものですか。	書換前の免許記載事項と、変更が生じた事項の経過が、証明書類でつながるようにしてください。 具体例としては、免許取得後に転籍し、籍訂正の手続きが未了のまま、婚姻等により、本籍地・氏名に変更が生じたため、籍訂正の申請を行うといった例があります。この例の場合、現在の戸籍抄本に加えて、書換前の免許記載事項からの変更の経過を把握するため、転籍後の本籍地の戸籍(除籍)が必要となります。 また、戸籍が改製(コンピュータ化)されている場合には、さらに、改製原戸籍が必要となります。 (例) ①免許取得時 「大阪府・田中」 →②転籍(籍訂正の手続きが未了) 「兵庫県・田中」 →③婚姻(籍訂正の手続きが未了) 「兵庫県・鈴木」 →④戸籍の改製 「兵庫県・鈴木」 ※上記の場合、④時点の現在の戸籍に加えて、①→②の変更の経過がわかるよう②の戸籍(除籍)と、③の改製原戸籍が必要となります。
書換 交付	29	通称名のみの変更による書換え交付申請でも手数料が必要ですか。	必要です。
書換 交付	30	他都道府県の准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請の申請費用は違うのですか。	手数料の額が異なるところ、戸籍の変更毎に手数料を要するところがありますので、それぞれの都道府県にお問合せください。
書換 交付	31	准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請で、変更が3回以上の場合、申請書の記入や手数料はどうなりますか。	変更が3回以上になる場合は、申請書を2枚使用してください。 1枚目の余白に「〇枚目あり」と記入してください。 2枚目以降にも、登録番号・登録年月日を記入してください。 2枚目以降もすべての記載が必要です。 手数料は、関西広域連合の場合、変更事項の回数に関係なく、1申請について1件分の手数料です。 他府県知事の免許の場合は、戸籍の変更毎に手数料を要する場合がありますので、登録都道府県にご確認ください。
書換 交付	32	准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請で、戸籍に2回以上変更がある場合、手数料はいくらになりますか。	手数料は、関西広域連合の場合、変更事項の回数に関係なく、1申請について1件分の手数料です。
書換 交付	33	准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請に期限はありますか。申請期限に遅れた場合、何らかの書面を出す必要がありますか。	申請期限は、変更の生じた日の翌日から起算して30日以内です。 30日を超えている場合、申請は受け付けますが、遅れた理由を書いた遅延理由書を申請書に添えて提出してください。

区分	番号	質問	回答
書換 交付	34	准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請で、外国籍から日本国籍への変更はどうすればよいですか。	帰化等により日本国籍を取得された場合、新たに戸籍が編製されますので、戸籍抄本(又は謄本)を取得の上、籍訂正・免許証書換え交付を申請してください。 なお、旧氏名の表記の確認のため、住民票等の添付をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。 また生年月日の表記が西暦から元号に変更されます。
書換 交付	35	准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請で、本籍地と氏名の変更があった場合、本籍地と氏名に分けず1枚の申請書に記載できますか。	1枚の申請に記載できますが、戸籍の変更毎に記載していただく必要がありますので、戸籍を参照のうえ、申請書に記載してください。 本籍地と氏名が同時に変更されている場合と、本籍地と氏名が別々に変更されている場合がありますので、注意してください。
書換 交付	36	准看護師免許の籍訂正・免許証書換え申請書の記入について、気をつけることはありますか。	記載事項を漏れなく記入してください。特に、変更事項については、戸籍の変更毎に記載していただく必要がありますので、戸籍を参照のうえ、申請書に記載してください。 本籍地と氏名が同時に変更されている場合と、本籍地と氏名の変更に時間差がある場合がありますので、注意してください。 氏名及び生年月日は戸籍を参照し、戸籍の表記どおりに記入してください。 生年月日は、日本国籍を有する方は元号表記で、外国籍の方は西暦表記で記入してください。
書換 交付・ 再交 付	37	准看護師免許を紛失し、かつ記載内容に変更のある場合、申請はどうすればよいですか。手数料はいくらですか。	籍訂正・免許証書換え交付と免許証再交付を同時に申請してください。手数料は、籍訂正・免許証書換え交付申請と、免許証再交付申請の両方が必要です。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)以外の都道府県免許の場合は手数料の額等が異なる場合がありますので、発行した都道府県にご確認ください。
再交 付	38	准看護師免許を紛失しました。どうすればよいですか。	必要であれば、再交付の申請を行ってください。 また、再交付申請時に、免許証記載の本籍・氏名の変更がある場合は籍訂正・免許証書換え交付申請も同時に行ってください。
再交 付	39	准看護師免許を汚損しましたが、再交付はできますか。	必要であれば、再交付の申請を行ってください。 また、再交付申請時に、免許証記載の本籍・氏名の変更がある場合は籍訂正・免許証書換え交付申請も同時に行ってください。
再交 付	40	准看護師免許の再交付は、どこに申請するのですか。	再交付申請は、就業地(就業されていない場合は住所地)で申請いただくことになります。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内に就業地を有する方(就業されていない場合は住所地を有する方)は、関西広域連合本部事務局(大阪市内)に、郵送してください。 (関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません。)
再交 付	41	過去に関西広域連合内の府県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)で准看護師免許を取得しましたが、現在は関西広域連合外の都道府県で就業しています。再交付申請はどこにするのですか。	再交付申請は、就業地(就業されていない場合は住所地)で申請いただくことになります。 関西広域連合外の就業地の都道府県庁にお問い合わせください。
再交 付	42	他都道府県で准看護師免許の免許を受けている場合、関西広域連合で再交付申請はできますか。	再交付申請は、就業地(就業されていない場合は住所地)で申請いただくことになります。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内に就業地を有する方(就業されていない場合は住所地を有する方)は、関西広域連合の本部事務局(大阪市内)に、郵送してください。 (関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません。)

区分	番号	質問	回答
再交付	43	関西広域連合以外の准看護師免許の再交付申請の申請費用も同じですか。	都道府県により、手数料が異なることがあります。それぞれの都道府県にお問合せください。
再交付	44	准看護師免許を紛失・汚損した場合、再交付の申請期限はありますか。	免許証再交付申請には特に期限はありませんが、免許証は医療従事者としての資格を証明する重要な書類ですので、できるだけ速やかに再交付を申請してください。
再交付	45	准看護師免許の再交付申請書の記入について、気をつけるところはありますか。	記載事項を漏れなく記入してください。 特に、氏名及び生年月日は住民票を参照し、住民票の表記どおりに記入してください。 生年月日は、日本国籍を有する方は元号表記で、外国籍の方は西暦表記で記入してください。
再交付	46	准看護師免許の再交付申請をしましたが、免許が出てきた場合、どうすればよいですか。	亡失した免許を発見した場合、法令により発見後、5日以内に返納することとされており、再交付申請を行った窓口にお問い合わせの上、返納の手続きを行ってください。
再交付	47	再交付を受けた後、紛失した准看護師免許を発見した場合、返納するのは再交付を受けた免許ですか、それとも紛失後発見した免許ですか。	発見した方の免許を返納してください。
再交付	48	准看護師免許証の再交付を申請する理由書について教えてください。	亡失等の事実について、その状況を確認するため、申請者に作成いただくものです。
抹消	49	准看護師免許の抹消の必要な事由は何ですか。	次のいずれかとなります。 1. 本人の希望により准看護師籍の登録を抹消するとき 2. 准看護師が死亡又は失踪宣告を受けたとき
抹消	50	准看護師免許を受けていた人が死亡、または失そうした場合、どうしたらよいですか。	死亡又は失そうの宣告を受けた日の翌日から起算して30日以内に、戸籍法による死亡又は失そうの届出義務者が申請してください。 抹消申請は、就業地(就業されていなかった場合は住所地)で申請いただくこととなります。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内に就業地を有していた方(就業されていなかった場合は住所地を有していた方)に係る申請は、関西広域連合の本部事務局(大阪市内)に、郵送してください。 (関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません。)
抹消	51	他都道府県で准看護師免許の免許を受けている場合、関西広域連合へ抹消申請はできますか。	抹消申請は、就業地(就業されていなかった場合は住所地)で申請いただくこととなります。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内に就業地を有していた方(就業されていなかった場合は住所地を有していた方)に係る申請は、関西広域連合の本部事務局(大阪市内)に、郵送してください。 (関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません。)
抹消	52	過去に関西広域連合内の府県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)で准看護師免許を取得しましたが、死亡のため戸籍法の届出義務者が抹消申請する場合、どこに申請するのですか。	抹消申請は、就業地(就業されていなかった場合は住所地)で申請いただくこととなります。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内に就業地を有していた方(就業されていなかった場合は住所地を有していた方)に係る申請は、関西広域連合の本部事務局(大阪市内)に、郵送してください。 (関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません。) なお、就業地(休業されていなかった場合は住所地)が関西広域連合外の場合は、就業地(又は住所地)の都道府県庁にお問い合わせください。
抹消	53	死亡により抹消申請を行う際、免許証に記載されている氏名が変わっていますが、籍訂正・免許証書換え交付申請が必要ですか。	必要ありません。抹消申請のみで結構です。

区分	番号	質問	回答
その他	54	准看護師免許の取消しを受けることがありますか。	業務を適正に行うことができない場合や、罰金以上の刑に処せられた者、准看護師の業務に関し、犯罪または不正の行為があった者、麻薬、大麻またはあへんの中毒者、品位を損するような行為のあった場合は、免許を取り消される場合があります。